

# 世にも不思議な無罪判決

## - トチック事件最高裁判決の意味 -

### トチック事件の顛末

社会党が政権を握って間もない1995年のこと。民営化を担当するAPV Rt. (国家資産民営化株式会社)と、トチック弁護士、二つの与党(社会党、自由民主連合)を巻き込んだスキャンダルである。ブダペストに所在する国家資産の民営化に絡んで、APVはブダペスト市や区への民営化収益配分額の決定交渉をトチック弁護士に依頼した。APVは少しでも多く国庫に民営化収入を残したいのにたいし、ブダペスト市や区は少しでも多くの収益配分に預かりたい。

このような場合、ふつうだったら、当該官庁の担当者同士が協議し、妥協点を探ることになる。双方の機関とも、法務事務を担当する部署も人もいるのだから、ふつうの官庁同士の協議事項になる。しかし、APVはこの仕事を外部のトチック弁護士に依頼し、当初の見積額より節約できた分を成功報酬の算定基礎として、報酬を支払う委託契約を結んだ。実際のところ、たいした仕事ではなかった。市や区は早くお金が欲しいので、交渉を長引かせなかったからだ。交渉は短期に終わった。

APVはトチック弁護士の仕事によって8億フォリントの節約を達成できたとして、成功報酬8億フォリント(当時のレートで8億円)を支払った。そこまでは契約書通りである。ところが、トチック弁護士は報酬額の四分の一ずつを、社会党と自由民主連合の会計担当者の口座に振り込んだ。これが仕組まれた公金横領として、告発・捜査された内容である。APVの幹部と政府与党、トチック弁護士の三者の共同謀議という訳である。

1999年の首都裁判所の判決は無罪。トチック弁護士は契約書にしたがってそれ相応の仕事をしたと判断されたが、政学会計担当者は強請(ゆすり)の有罪の判決を受けた。2000年の最高裁判所では首都裁判所の判決を無効として、首都裁判所に裁判を差し戻すことを決定した。それにしたがって、2002年の首都裁判所はトチック弁護士に懲役4年と6億4000万Ftの財産没収の判決を出した。他方、二名の政学会計担当者は無罪。ところが、この4月8日の上告審の最高裁判所で、トチック弁護士を初め、1名を除きすべての関係者の無罪が言い渡された。これで7年にわたる裁判が終わった。この3年の間に最高裁の判断が、180度変わったことになる。

### 奇妙な判決理由

トチック弁護士の仕事は外部委託の弁護士でなくてもできる仕事であったが、仕事の量ではなく質が要求されるものであるから、契約に則って仕事をした以上、犯罪要件を満たさない。二つの政党の会計担当者への振り込みは実際に存在したが、両名の担当者は政党への支援を要請しただけで犯罪の要件を満たさず、この点にかんして、トチック弁護士が初期捜査におこなった供述は心神耗弱のため信用できず、犯罪のスキームがあったと断定できない。また、トチック弁護士を推薦し、仕事を依頼したAPVの手続きに問題はなかったから、APVの幹部に行為に違法性は

なかった。ただ、この程度の仕事であれば、APV内の専門家で処理できたことだから、APVの経営陣は無駄な支出をした責めを負わなければならない、トチック弁護士をAPVに推薦し、全体のスキームを計画したソカイ（元APV Rt. 最高経営責任者）を懲役1年6カ月、執行猶予2年の刑に処する。

以上のような奇妙な説明が、7年に渡ったトチック事件の最終判決の理由である。要するに、すべてチャラにしますが、全体のスキームを考えたソカイだけはそれ相応の責任をとってくださいということだ。ただし、執行猶予。時間も経っているし、体制転換最中の事件だからというのが本音である。与党が変われば、最高裁判決も変わる。いかにもハンガリーの判決だ。

### なぜ起きる弁護士事件

今年になっても、弁護士出身の官房長官キシユ・エレミールが辞任したように、弁護士（事務所）にまつわるスキャンダルは事欠かない。弁護士への調査委託や顧問委託と称すれば、もっともらしく、しかもそれほど手間がかからず国家資金を入手できるからだ（物品の発注・納入だと、手続きはもっと煩雑だ）。

APV Rt.は1990年代を通して、高い給与を払って、自前で常勤の法務担当弁護士や法務職員を最大時で50名ほど抱えていた。ところが、係争案件はすべて外部の弁護士事務所に任せていた。官庁同士で協議するか、自前の弁護士を使えばよいものを、外部に委託して公金を支出していた。そこが抜け穴になっていた。政府機関でも、弁護士への委託料と名目がつけば、契約書1枚でお金がやり取りされる。政権に近い弁護士や弁護士事務所が潤うのは、こういう仕組みがあるからである（詳しくは、政治経済コラム「私はこれで辞めました」2003年2月を参照のこと）。

何とも形容しがたい顛末であるが、救いがあるとすれば、刑事事件と平行して、トチック弁護士にたいする民事訴訟が起こされていることである。契約報酬額が公序良俗に反するもので、契約を破棄し、委託料を返還せよという訴訟である。その成り行きに注目したい。

（2003年4月18日）